

各 位

会 社 名 株式会社エーアイ
代表者名 代表取締役社長 廣飯 伸一
(コード：4388 東証グロース)
問合せ先 取締役 小川 遼
(TEL. 03-6801-8461)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日（2025 年 5 月 21 日）開催の当社取締役会（以下、「取締役会」という。）において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（以下、「取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 19 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

（1）本制度の導入目的

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く常勤取締役とする、以下、「対象取締役」という。）に対して、一定の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割当てる報酬制度です。本制度の導入により対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

（2）本制度の導入条件

本制度では、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の報酬等の額は、2017 年 6 月 30 日開催の第 14 回定時株主総会において、報酬枠として年額 90,000 千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で対象取締役に對し新たに譲渡制限付株式の割当のための報酬を支給することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

（1）取締役の報酬額と割当株式数

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社はその対価として当社の普通株式を対象取締役へ新株式を発行（以下「発行」という。）又は自己株式を処分（以下「処分」という。）することとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額は、1.（1）の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 20,000 千円以内とします。また、本制度に基づき対象取締役に対して当社が発行又は処分する当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の総数は、年 20,000 株以内とします。但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併合等が行われた場合、当該効力発生日以降、当該総数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本割当株式が割当てられた日から各対象取締役が任期満了など取締役会が正当と認める事由により当社の地位を喪失するまでの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

各対象取締役への本割当株式の割当のための金銭報酬債権の支給額については、取締役会が、指名報酬

委員会からの答申を受けて、その答申を尊重して決定いたします。

また、本制度により発行又は処分する本割当株式の1株当たりの払込金額（割当時株価）は、本割当株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当を受ける対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会において決定いたします。

（２）譲渡制限付株式割当契約

本制度に基づく本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。主な契約の内容は以下の通りです。

- ① 対象取締役は、譲渡制限期間中、本割当株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で本割当株式を取得すること

なお、本割当株式は、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が株式会社ＳＢＩ証券に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度に基づき今般発行又は処分する普通株式の総数として合理的に見込まれた金銭報酬債権の額を想定しておりますが、対象取締役への具体的な支給時期及び配分その他の譲渡制限付株式の具体的な内容については、今後取締役会において決定いたします。

以 上